

当センターは非営利の民間支援団体です。被害者への支援活動はすべて無料で行っています。支援活動は皆様からの会費や寄付で賄われています。

賛助会員募集と寄付のお願い

ご入会・ご寄付ともに随時受け付けています。下部の振込用紙でお振込の場合は、振込手数料がかりません。

(ご注意)
 ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の涉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 ・ご依頼人様からご提出いただきましたお振込されたおとこ通る、おなまます。
 ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。

くまもと被害者支援センターでは、
 犯罪被害者やその家族・遺族に対して、
 多様な支援を行います。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
 「ギョつとちゃん」

相談・支援無料

- **電話相談・面接相談**
 専門的な研修を受けた相談員による相談を行います。
- **関係機関・団体等との連携による支援活動**
 警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、被害者の状況に応じて適切な支援活動を行います。
- **付き添いなどの直接的支援**
 被害者の要望に応じて、直接支援員になる病院、裁判等への付き添い、情報の提供などの支援を行います。
- **自助グループへの支援**
 事件・事故の被害にあわれた方のご遺族へ、交流場所の提供や活動の支援を行います。
- **支援者の養成**
 支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を行うほか、継続的に専門研修を実施し、相談員の相談・支援技術の向上を図ります。
- **広報・啓発活動**
 被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

- **電話相談** [相談専用電話] 096・386・1033
- **面接相談** [相談受付時間] 平日 10:00～16:00
- **法律相談** —— 随時・相談時間 30分
- **心理相談** —— 随時・相談時間 1時間

※ 法律相談・心理相談は予約が必要です。事前に電話でご相談ください。

性暴力被害者のためのサポートセンター **24時間** # 8891 または **ホットライン** ☎ 096-386-5555
ゆあさいどくまもと



熊本県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
 公益社団法人

くまもと被害者支援センター

開所時間 8:30am～5:15pm
 〒862-0950

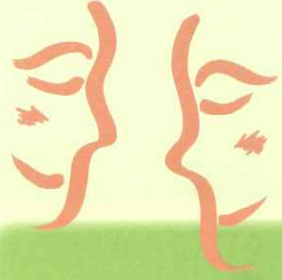
熊本市中央区水前寺6-9-5
 TEL.096-386-0337
 FAX.096-386-0338

E-mail:center@k-v-support.jp
 https://k-v-support.jp



熊本県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
 公益社団法人

くまもと被害者支援センター ゆあさいどくまもと



「公益社団法人 くまもと被害者支援センター」とは

犯罪等の被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケアなどを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の向上を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とする団体です。

ごあいさつ

私たちの身の回りでは、悲惨な事件や事故が毎日のように起きています。

何の落ち度もなく、突然これらの事件、事故で被害にあわれた方や、大切な人を一瞬にして亡くされたご遺族は、身体的に精神的に深く傷つき、長期にわたり悩みや苦しみを抱えています。

一家の働き手を失って経済的に困窮する家庭、亡くした子どものことで自分を厳しく責め続ける親、心身に重い後遺症を負い苦しみながら生きていかなければならない被害者。それまでは当然あり続けると思っていた当たり前の日常が、かけがえのない大切なものが、ある日突然、理不尽に奪い取られ、人生が一変してしまうのです。

公益社団法人 くまもと被害者支援センターは、被害者が置かれているこのような状況を改善し、被害者に寄り添い、より早く、より適切な支援を提供するために、様々な活動に取り組んでいます。

誰もが被害者となりうる現代社会において、被害者が抱える問題を「明日は我が身」と捉えていただき、多くの方々のご支援によって、被害者が一日でも早く穏やかな生活を取り戻せるような社会的支援システムの構築を目指しています。

多くの皆様が当センターの活動趣旨にご賛同いただき、被害者支援活動のさらなる充実に向けてご協力いただきますよう心からお願い申し上げます。

熊本県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 くまもと被害者支援センター

理事長 高木 絹子

沿革

- 平成15年4月1日 社団法人熊本犯罪被害者支援センター設立
- 平成17年4月1日 熊本県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」指定
- 平成21年11月25日 熊本県より「公益社団法人」に認定
- 平成21年12月1日 「公益社団法人 くまもと被害者支援センター」に改称
- 平成27年6月1日 熊本県委託事業 性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」開設

公益社団法人 くまもと被害者支援センターの活動をサポートしていただける賛助会員を募集しています。

賛助会員

会員の皆様には、センターの会報をお届けします。
年会費(4月から翌年3月まで)

- 個人会員 — 1口 3,000円
- 企業・団体会員 — 1口 10,000円 ※複数口の加入も可能です。

ご寄付

個人・法人のご寄付も右の振込用紙にてお願いいたします。

銀行振込による寄付(会費納入)

[口座名義] 公益社団法人 くまもと被害者支援センター
【肥後銀行】 県庁支店 普通1527971
【熊本銀行】 県庁支店 普通2016680

税制上の優遇措置について

当法人への寄付金(会費も含む)は税制上の優遇措置が適用されます。

1. 個人が公益法人に寄付をした場合

確定申告をすれば、寄付金控除を受けることができます。

所得税(選択可)	A 所得控除 (寄付額-2,000円)を所得控除 (注1)	個人住民税	ア 都道府県が条例指定 (寄付額-2,000円)×4%	重複指定であれば
	B 税額控除 (寄付額-2,000円)×40%を税額控除 (注2)		イ 市区町村が条例指定 (寄付額-2,000円)×6%	
		相続税	エ 都道府県が条例指定 (寄付額-2,000円)×10%	

(注1) 寄付額は、寄付をした個人の所得の40%相当額が限度
(注2) 税額控除額は、所得税額の25%が限度

相続税について、個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

2. 法人が公益法人に寄付をした場合

公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額(下記B)とは別に、別枠の損金算入限度額(下記A)が設けられています。

- A 公益法人への寄付金の特別損金算入限度額**
(所得金額×6.25%+資本金等の額×0.375%)×1/2
- B 一般寄付金の損金算入限度額**
(所得金額×2.5%+資本金等の額×0.25%)×1/4

法人税

公益社団法人 くまもと被害者支援センターの活動は、皆様からの善意で支えられています。
温かいご支援をお待ちしています。

必要事項をご記入の上、郵便局/ゆうちょ銀行にてお振込ください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考
01740457	公益社団法人 くまもと被害者支援センター	千 百 十 万 千 百 十 円	おなまえ		
		おなまえ	おとじろ		

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

切り取らずにお出しください。

02 福岡	01740457	金額	備考
	公益社団法人 くまもと被害者支援センター		
加入者名	通 信 欄	ご 依 頼 人	
	会員種別	金額	
	<input type="checkbox"/> 賛助会員入会申込 <input type="checkbox"/> 個人会員 1口 3,000円 <input type="checkbox"/> 団体・企業会員 1口 10,000円 <input type="checkbox"/> 寄付申込 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体・企業		
	※ 賛助会員入会・寄付申込 公益社団法人 くまもと被害者支援センターの事業目的に賛同し、次のお申し込みです。 (申込日 令和 年 月 日)		
	フリガナ	おなまえ	おとじろ
	郵便番号		
	(電話番号)		

(ご希望の□欄に○を入れ、金額等をご記入ください。)

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号11746号)
これより下部には何も記入しないでください。

名義の※印欄は、ご依頼人におし記載してください。